

広島市告示（東区）第 29 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（戸坂連絡所）

主任 繁本 直子

主任 平本 静江

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 32 年広島市条例第 20 号）第 2 条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで